

# 会 議 録

会議の名称	市民参加推進会議（第12回）
事務局	企画財政部企画政策課企画政策係
開催日時	平成19年7月31日(火)午後6時00分～午後8時00分
開催場所	小金井市役所801会議室
出席者	委員長 室井 敬司 委員 副委員長 尹 龍澤 委員 委員 高林 章 委員 當間 佐来子委員 古屋 義隆 委員 持永 利之 委員 熊谷 てるみ委員 吉田 安之 委員 松永 明 委員 工藤 章男 委員 欠席委員 千田 昌央 委員 脇田 洋志 委員
事務局	企画政策課長 伊藤 茂男 企画政策課調整担当課長補佐兼企画政策係長 鈴木 茂哉 企画政策課主査 吉川 まほろ 企画政策課企画政策係主事 竹内 波留香
傍聴の可否	可 一部不可 不可
傍聴者数	0人
会議次第	1 開 会 2 市民参加条例運用状況について (1)パブリックコメントのあり方について (2)市民参加推進会議の市職員選出委員の充て職について (3)附属機関の公募委員の応募者を増加させる方策の検討及び委員構成のバランスについて (4)次回以降のテーマについて 3 次回推進会議の開催日について
会議結果	1 開会 2 市民参加条例運用状況について (1) パブリックコメントのあり方について 〈事務局説明〉 ○市民参加条例施行規則の一部改正についてのパブリックコメント結果報告 6月1日～7月2日までパブリックコメントを行ったが期間中に意見の提出はなかった。 総務課文書係から用語の整理の指摘があり、資料のように直して最終規則改正案としたい。今後の予定として、本日この改正案について協議し、確認されたら市議会にこの内容を示し、その後規則の改正をして施行する。 〈質疑〉 ○パブリックコメントのあり方については市民参加推進会議前期委員の方々が、第4回委員会から毎回扱ってこられて、私たち第2期の委員会に引き続きの審議をゆだねたという経過がある。その前期委員の方が、今回なん

の反応もしなかったということはどうなのか。任期が終わっているからとはいえ、何らかの反応があっただけで済むべきだったのではないかと。事務局としても前期委員に対して意見を聞くという作業をしても良かったのではないだろうか。

- 市民への周知方法は今までと同じだったと考えてよいのか。もし、周知方法に問題があるのであれば、今後の時は何か別の方法をとらなければいけないと思うがどうか。
- 今回のやり方については、ほかのものと変わらない。ただ、ほかの計画の中には説明会を開いているようなものも若干あり、そういう形で多少広がる方法はあるかもしれない。前期委員に意見を聞くということに対しては少し配慮が足りなかったかもしれない。また、なぜ少なかったかという分析はしていかななくてはならないと思う。
- 前期委員には意見を求める必要はないのではないかと。きちんと選ばれて、きちんとその任務だけを対応するのが筋と考える。やめられたら一般の市民と同じであるので、いわゆる特別な扱いはすべきではないと考える。
- 確かにその当時はすごく意欲を持って参加していたと思うが、時期がたってしまうと常にそのことに関心を持ち続けているものではないと思う。役所によってはメルマガを出しているところもある。そのようなものなら、市にも負担があまりかからないと思うし、意欲を持っている人ならば意見を寄せてくると思うので誰でも簡単に見られるそのようなものがあつたら今後よいのではないかと提案したい。

#### 【結論】

◎ 今後、特に継続案件についてはその都度検討し、必ずしもすべての案件の意見を前期委員に求めるということではないが、臨機応変に対応していく。

◎ 市民参加条例施行規則の一部改正についてはこれをもって最終の規則改正案とする。

(2) 市民参加推進会議の市職員選出委員の充て職について  
(事務局説明)

○ 市民参加推進会議の委員の構成については、市民参加条例第21条第1項に定められているとおり市に勤務する職員として2人以内と規定されているが、市民参加推進会議第9回において前期委員から、「市民参加条例を確定する段階では充て職についての話はなかった」また

「職員の中での公募ということもあるのではないか」  
「諮問をする側が委員の中にいるというのはどうか」等の発言がされている。市職員は事務局として発言すればよいということになると、市職員委員2人は不要となるので条例を改正し、市職員委員を外すということになるが、市としては、職員が充て職として委員になるということは正当であると考えている。それらを踏まえて審議をお願いしたい。

〈質疑〉

○ 本来、市民参加条例というのは、行政側が自らの活動に市民から拘束を受ける条例であるというように解釈している。そういう意味から市民主導ということを考えて職員は構成員に加わらないで、オブザーバーで意見を言うということが理想だと思う。しかし、現実性と実効性のある条例の運営がなされるためには、市民が、行政がという一方の考えを主張し続けるのではなくて市民と行政が同じ土俵の上に立って共同作業をすること、問題点を共有することが小金井市としては望ましいと思う。そのような理由で小金井市の場合は、現時点では委員会の構成員として職員がいたほうが良いと思う。今後不都合が生じてきた場合にはまたその段階において審議すればよいのではないか。具体的には「専門的な見地からの意見」「市の財政上、諸問題に熟知している」「答申案に対する理解度が大きい」等の理由で充て職は有効であると考えている。

○ 市民参加の基本は何かということを見ると行政を拘束するという意味ではなく、むしろ行政と市民がお互いにそれぞれの意見を突き合わせ、協働して一番あるべき姿、適切な姿を作ることであると考えている。確かに市民の方にはいろいろな意見もあるが、それはそれで意見としてきちんと分析しなければいけないし、市の財政とか法的な問題も含めて考え、作り上げていくことではないか。

特定の専門的分野の会議であれば、その道の専門家を選出してやればよいので、市の職員を充て職として入れなくてもかまわないと思うが、市民参加の場合は範囲が広いので、財政問題や法的なことを考え合わせると、ある程度必要ではないか。

○ 充て職という言葉が非常に特殊だが、どういう意味、性格なのか。もう一点、市民参加のレベルを市としてはどのくらいのところにおいて考えているのか。市民が行政を拘束するものなのか、パートナーシップなのか。自分としてはパートナーシップのつもりで参加していたが、

その解釈によって変わってくるのではないか。

- 法的には二種類ある。一つは一定の職にある者が何らかの行為を要せずして自動的に他の職に充てるということ。もう一つは、特定の者の職務命令を必要とする場合。この二つが普通一般に法的に言われている。
  
- 資料を見ると、充て職の市の職員は、うがった見方かも知れないが諮問する側が市の意向を踏まえてやるのではないか、市の考え方に沿うように誘導してしまうのではないかというようなことを気にしているように感じられる。しかし、人数も市民はバランス的に多いわけだし、学識経験者という専門家もいらっしやるので、全員が誘導されるということはずまいと思う。条例の目的のところを見ると、市を規制するとか監督するというよりも、一緒に前向きにやってみようというパートナーシップ的なものと読めるので、その意味でも市の職員が入っていることは良いことだと思う。
- 審議会というのは議決権に対しての拘束力もなければ、要するに提案だけで終わると言うことだから、充て職がいる、いないということについてそんなに真剣に考えることはないと思う。また、審議会のテーマに添って現状把握をするときに資料は重要だが、その資料を一番把握しているのは市なので、資料のためにも充て職の方はずひ必要、むしろ欲しいと思う。
- 充て職で良いと思う。市の職員の中で公募したらどうかというやり方もあると触れられているが、そのような場合、市職員といっても職場経験の少ない職員になる可能性もあり、そうすると市民の立場とあまりかわらない。やはり総合的にわかる立場の職員がいることに意味があるのではないかと思う。
- 市民参加というのはパートナーシップだと思っている。確かに充て職は一種の両面性を持っているので市の側に立って話をする危険性も当然ある。それと同時に小金井市では一般職として比較的高位の方が逆に言うと自由になれる人たちが充て職になっていることはメリットがあるのではないか。
- 本来は委員全員が市民になったほうが良いとの感想はあるが、先ほどからの発言にもあるとおり、市民参加推進会議は範囲が広いので組織、財政を全体的に見る立場の職員が充て職として参加することが、委員会自体、またパートナーシップという観点からも有効なのではないか。

【結論】

◎ 充て職については各委員会の性格によって考えられるべきであるが、本委員会については審議の対象が広く、市政全般に及んでいるため、市職員2名の充て職は必要である。という結論に全員異議なしと決定する。

(3) 附属機関の公募委員の応募者を増加させる方策の検討及び委員構成のバランスについて

〈事務局説明〉

○ 現在半数以上の公募の委員、審議会について募集した委員数と応募した数が同じという状況である。PR不足ということと、関心の低さなどが原因ではないかと考えられる。現在のPRの方法に何か付け足しすることを考えないと増えていかないのではないか。

〈質疑〉

○ 附属機関とか審議会は、できるだけ住民の縮図になるような委員会が望ましいが、小金井市においては市民の縮図になった人が選ばれているのだろうかというところが気になる。この委員会の応募状況を見ても決して積極的ではない。住民参加という限りはできるだけ多くの人に応募していただき、市の縮図になるような構成で委員会ができればよいと考える。これが住民参加にとって大事な視点ではないだろうか。

○ 応募が少ないことの原因について、本当にPRが足りないとお考えか。違うと思う。論文を書けという募集の方法が悪いのではないか。テーマもぼやけた、あいまいなテーマであるし、普通の市民が書く気になるのか疑問。もう少し方法を考えたらどうか。

○ 市長と語る会に出席してみたが出席者が少なかった。その席で市民参加の推進についてパブリックコメントの回答数も、附属機関の委員の公募も非常に数が少ないがこの傾向は市の責任か、市民の責任かという極端な質問をしたところ、市長からやはり行政の責任といわざるを得ない、市としても気合を入れてやる。内部で検討してその問題解決に当たると返事をいただいた。自分としてはその回答を軽く受け止めていない。何かアクションを起こされるのではないかと考えている。具体的に事務局としてアクションを起こす、結果を出すと。何とか私たちが推進を促進していく、市民参加推進会議の第2期の使命もそこにあるのではないか。

○ たとえば行政側に市民参加推進プロジェクトチームみたいなものはできないか。そこに市民の代表が参加して

もかまわないが、市長が本腰入れてやるとおっしゃったのだから「検討します」で終わらせないで、このようにしましたというような回答を頂戴したい。

- 30代、40代の小金井で一番人口が多い層は、平日の夜は残業しているとか、土・日にしか休みがないとか、働き盛りの世代が出るに出られない状況の時間に会議がある。土・日に開催している会議が果たしてあるのかどうか。そういう状況だと、どうせ出られないから無理だと申し込むわけがないと思う。だから本当に幅広い世代に何かしらの働きかけをするのであれば、「この委員会については日曜日に開催します。」などとすれば意欲を持っている人は申し込もうと考えるきっかけにはなるかも知れない。
- 市民の中に、無関心層、関心を持っているが暇がない層、かかわりたいけど骨折り損だという層の三つの層があると思う。2番目の関心はあるが暇がない人たちの発掘を考えたほうが良い。この層への適切な働きかけをして参加してもらう方法はないものかと。有効な方法は思い当たらないがこういう層がいることは確かなのでもったいないのではないかと思う。
- 募集の仕方、参加の条件整備、この2点の他に参加して何か達成感があるということが大事なのではないか。自分たちが、そこに参加してこういうものができたというふうになるとよい。
- 論文についてなかなかテーマを一体にまとめて自分の意見を言うことは難しい。だから論文の募集をする折に、もう少し砕けてその論文のテーマを区切ったらどうか。区切って細分化し、イエスorノーで論文を完成させるという方法もあるかと思う。
- 小金井市の場合無関心層が多いと感じる。住民の移動が多く、ここで落ち着いて生活して、まちづくりに関係しようという人が少ないことで、どうしても関心が低くなってしまっているのではないか。自分の家庭の中を幸せにしようということには皆さん関心があるが、住んでいる町自体に積極的にかかわることには希薄である。子どものうちから自分の地域についてかかわり合おうという教育をしていくなどの根本的な問題の解決を図る必要性を感じる。
- 市政がおもしろければ市民はおのずと関心を持つと思う。すごく市民の声を吸い上げてくれるのがわかると、特別に関心を持っていなくても自然に目がいくし、何がどういう風になっているんだろうと関心を持ってくる。まったく沈滞化していて無視されているように感じる

	<p>と、市政がつまらないからみんな無関心になってしま う。そういうのが一番怖いのではないか。小金井の市政 はその点何かが良いのではないか。</p> <p><b>【結論】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員募集時の言葉をもう少し易しくし、誰でも取り付 きやすい言葉で募集をする。</li> <li>・ 論文の質を変え、問いかけのかたちで誰でも反応でき るようにしたらどうか。</li> </ul> <p>この二点のほかにもいろいろな意見が出ているがこれ が結論というものは出ないので、意見を会議録に記載 し、これらの意見を参考にして事務局で検討・執行し ていく。</p> <p>(4)次回以降のテーマについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民参加と予算</li> <li>・ 事務局で前期の例も参考に提示する</li> </ul> <p>3 次回推進会議の開催日について 平成19年10月30日（火）午後6時</p>
提出資料	<p>1 小金井市市民参加推進条例施行規則の一部を改正する規 則（案）</p> <p>2 市民参加推進会議での審議事項（案）</p> <p>3 公募した附属機関等一覧（平成16年度～18年度）</p> <p>4 （参考）第9回市民参加推進会議（抜粋）</p>

※平成19年6月1日から7月2日までに行った「市民参加条例施行規則の一部を改正する規則(案)に対するパブリックコメント」については、意見の提出はありませんでした。以下のとおり、用語の整備等を行って実施していくことといたします。

小金井市市民参加条例施行規則の一部を改正する規則（案）

パブリックコメントに付した改正規則（案）	最終の改正規則（案）	修正の理由
<p>(公表方法等)</p> <p>第14条 条例第13条第2項の規定による答申等が市政にいかされない場合の理由の公表の方法は、第19条第4項の規定を準用する。</p> <p>2 市は、答申等を提出した附属機関等の委員に対し、前項の理由等を通知するものとする。</p> <p>(意向調査の対象事項)</p> <p>第15条 条例第14条第2項に規定する市民の意向調査の実施については、原則として意向調査の内容を所管する課に当該事項に関する附属機関等がある場合はその附属機関等に、附属機関等がない場合は条例第19条に規定する市民参加推進会議に意見を求めるものとする。</p> <p>(意向調査の公表)</p> <p>第16条 条例第14条第3項に規定する市民の意向調査の目的、内容、対象者及び結果の処理方法についての公表の方法は、第19条第4項の規定を準用する。</p> <p>(市民の提言制度の対象事項)</p> <p>第17条 条例第15条第1項の施策原案は、次に掲げるものとし、その制定、改廃、策定等を行う場合において市民に提言を</p>	<p>(公表方法等)</p> <p>第14条 条例第13条第2項の規定による答申等が市政にいかされない場合の理由の公表の方法は、第19条第4項の規定を準用する。</p> <p>2 市は、答申等を提出した附属機関等の委員に対し、前項の理由等を通知するものとする。</p> <p>(意向調査の対象事項)</p> <p>第15条 条例第14条第2項に規定する市民の意向調査の実施に当たっては、原則として意向調査の内容を所管する課に当該事項に関する附属機関等がある場合はその附属機関等に、附属機関等がない場合は条例第19条に規定する市民参加推進会議に意見を求めるものとする。</p> <p>(意向調査の公表)</p> <p>第16条 条例第14条第3項に規定する市民の意向調査の目的、内容、対象者及び結果の処理方法についての公表の方法は、第19条第4項の規定を準用する。</p> <p>(市民の提言制度の対象事項)</p> <p>第17条 条例第15条第1項の施策原案は、次に掲げるものとし、その制定、改廃、策定等を行う場合において市民に提言を</p>	<p>・用語の整備</p>

<p>求めるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる条例の案</p> <p>ア 市の基本的な制度を定める条例</p> <p>イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例</p> <p>ウ 市民に義務を課し、又はその権利を制限する条例</p> <p>(2) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則等</p> <p>(3) 基本構想等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画</p> <p>(4) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの(適用除外)</p> <p>第18条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第15条の規定による市民の提言制度は、適用しない。</p> <p>(1) 迅速又は緊急に施策原案を定める必要があるため、市民の提言制度を実施することが困難であるとき。</p> <p>(2) 金銭の徴収又は予算の定めるところにより行う金銭の給付に関する施策原案を定めようとするとき。</p> <p>(3) 他の法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他の市民の提言制度を実施することを要しない軽微な変更を行うとき。</p> <p>(4) 法令その他の規定により、縦覧、意見書の提出その他の市民の提言制度と同様の手続を行うとき。</p> <p>(5) 附属機関等が市民の提言制度に準じた手続を経て定めた報告、答申等に基づき施策原案を定めたとき。</p>	<p>求めるものとする。</p> <p>(1) 次に掲げる条例の案</p> <p>ア 市の基本的な制度を定める条例</p> <p>イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例</p> <p>ウ 市民に義務を課し、又はその権利を制限する条例</p> <p>(2) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則等</p> <p>(3) 基本構想等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画</p> <p>(4) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの(適用除外)</p> <p>第18条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第15条の規定による市民の提言制度は、適用しない。</p> <p>(1) 迅速又は緊急に施策原案を定める必要があるため、市民の提言制度を実施することが困難であるとき。</p> <p>(2) 金銭の徴収又は予算の定めるところにより行う金銭の給付に関する施策原案を定めようとするとき。</p> <p>(3) 他の法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他の市民の提言制度を実施することを要しない軽微な変更を行うとき。</p> <p>(4) 法令その他の規定により、縦覧、意見書の提出その他の市民の提言制度と同様の手続を行うとき。</p> <p>(5) 附属機関等が市民の提言制度に準じた手続を経て定めた報告、答申等に基づき施策原案を定めたとき。</p>	
--	--	--

<p>(6) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するとき。</p> <p>2 前項第1号に該当する場合は、その理由を公表するものとする。この場合においては、次条第4項の規定を準用する。 (事前の公表事項)</p> <p>第19条 条例第15条第2項の規定に基づくあらかじめ公表する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 施策の名称及び内容 (2) 施策の処理方針に関する市の原案及びこれに関する資料 (3) 意見の提出先、提示方法及び提示期間 (4) 意見を提示することができるものの範囲 (5) 提示された意見の扱い方 (6) 検討結果の公表予定時期 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>2 前項第2号に規定する資料は、施策原案の趣旨、目的、概要その他の当該施策原案を理解するために必要な情報とする。</p> <p>3 第1項第6号の検討結果の公表予定時期に公表できない場合は、その理由及び新たな検討結果の公表予定時期を公表しなければならない。</p> <p>4 第1項及び前項の規定による公表は、市長が指定する場所での閲覧又は配布、インターネットを利用した閲覧の方法等により行うものとする。 (意見の提示方法等)</p> <p>第20条 市長が市民の提言を募集するときは、直接持参、郵便、ファクシミリ等できる限り提言する市民の利便を考慮した方法によるものとする。</p> <p>2 意見を提出しようとする市民は原則として住所、氏名等を、</p>	<p>(6) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するとき。</p> <p>2 前項第1号に該当する場合は、その理由を公表するものとする。この場合においては、次条第4項の規定を準用する。 (事前の公表事項)</p> <p>第19条 条例第15条第2項の規定に基づくあらかじめ公表する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 施策の名称及び内容 (2) 施策の処理方針に関する市の原案及びこれに関する資料 (3) 意見の提出先、提示方法及び提示期間 (4) 意見を提示することができるものの範囲 (5) 提示された意見の扱い方 (6) 検討結果の公表予定時期 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>2 前項第2号に規定する資料は、施策原案の趣旨、目的、概要その他の当該施策原案を理解するために必要な情報とする。</p> <p>3 第1項第6号の検討結果の公表予定時期に公表できない場合は、その理由及び新たな検討結果の公表予定時期を公表しなければならない。</p> <p>4 第1項及び前項の規定による公表は、市長が指定する場所での閲覧又は配布、インターネットを利用した閲覧の方法等により行うものとする。 (意見の提示方法等)</p> <p>第20条 市長が市民の提言を募集するときは、直接持参、郵便、ファクシミリ等できる限り提言する市民の利便を考慮した方法によるものとする。</p> <p>2 意見を提出しようとする市民は原則として住所、氏名等を、</p>	
--	--	--

<p>法人その他の団体にあつては所在地、団体名、代表者の氏名等を明らかにしなければならない。</p> <p>3 第1項の募集に係る市民の意見の提示期間は、条例第15条第4項に定める期間とし、意見の提示を求める施策等の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急の必要がある場合、その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 (検討結果の公表)</p> <p>第21条 市長は、提出された意見の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表するものとする。</p> <p>(1) 提出された意見の全文(提出された意見がなかった場合にあっては、その旨)</p> <p>(2) 提出された意見の検討結果及びその理由</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第1号の提出された意見の全文に代えて、当該提出された意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。この場合において、当該公表の後遅滞なく、当該提出された意見の全文を事務室への備付けその他の適当な方法により公表しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定により提出された意見の全文を公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、又は<u>小金井市情報公開条例(平成14年条例第31号)第5条ただし書に規定する市政情報に該当するとき、その他正当な理由があるときは</u>、当該提出された意見の全部又は一部を公表しないことができる。</p> <p>4 第19条第4項の規定は、第1項の規定による公表の方法について準用する。 (市民及び市民団体選出委員の資格)</p> <p>第22条 条例第21条第1項第1号に規定する市民及び同項</p>	<p>法人その他の団体にあつては所在地、団体名、代表者の氏名等を明らかにしなければならない。</p> <p>3 第1項の募集に係る市民の意見の提示期間は、条例第15条第4項に定める期間とし、意見の提示を求める施策等の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急の必要がある場合、その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。 (検討結果の公表)</p> <p>第21条 市長は、提出された意見の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表するものとする。</p> <p>(1) 提出された意見の全文(提出された意見がなかった場合にあっては、その旨)</p> <p>(2) 提出された意見の検討結果及びその理由</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第1号の提出された意見の全文に代えて、当該提出された意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。この場合において、当該公表の後遅滞なく、当該提出された意見の全文を事務室への備付けその他の適当な方法により公表しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定により提出された意見の全文を公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、<u>小金井市情報公開条例第5条各号に規定する内容に該当するとき、その他正当な理由があるときは</u>、当該提出された意見の全部又は一部を公表しないことができる。</p> <p>4 第19条第4項の規定は、第1項の規定による公表の方法について準用する。 (市民及び市民団体選出委員の資格)</p> <p>第22条 条例第21条第1項第1号に規定する市民及び同項</p>	<p>・用語の整備 ・条例番号等について、本規則第3条にすでに規定があり、その表現との整合をとるため</p>
---	--	--

<p>第2号に規定する市民団体代表の委員となることができる者の資格は、条例第12条第1項の規定を準用するものとする。 (市職員選出委員)</p> <p>第23条 条例第21条第1項第4号の市に勤務する職員は、次に掲げる職にある者とする。</p> <p>(1) 企画財政部長 (2) 総務部長 (市民参加推進会議の運営)</p> <p>第24条 市民参加推進会議(以下「推進会議」という。)は、委員長が招集する。</p> <p>2 推進会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>4 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>5 推進会議の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。 (委任)</p> <p>第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p>	<p>第2号に規定する市民団体代表の委員となることができる者の資格は、条例第12条第1項の規定を準用するものとする。 (市職員選出委員)</p> <p>第23条 条例第21条第1項第4号の市に勤務する職員は、次に掲げる職にある者とする。</p> <p>(1) 企画財政部長 (2) 総務部長 (市民参加推進会議の運営)</p> <p>第24条 市民参加推進会議(以下「推進会議」という。)は、委員長が招集する。</p> <p>2 推進会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>4 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p>5 推進会議の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。 (委任)</p> <p>第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p>	
--	--	--

<p>2 <u>改正後の第17条から第21条までの規定は、同日以後に実施する市民の提言制度から適用する。</u></p>	<p>2 <u>改正後の第14条の規定は、この規則の施行の日以後の答申から適用する。</u></p> <p>3 <u>改正後の第17条から第21条までの規定は、この規則の施行の日以後に実施する市民の提言制度から適用する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経過措置を追加する。</li> <li>・項の繰下げ、用語の整備</li> </ul>
--	--	---

市民参加推進会議での審議事項（案）

【前期からの継続審議事項】

- 1 市民参加推進会議の市職員選出委員の充て職について

【平成19年1月31日開催の第10回市民参加推進会議での発言から】

- 2 附属機関等の公募委員の応募者を増加させる方策の検討及び委員構成のバランスについて
- 3 市民参加と予算について